

【事案Ⅱ-8】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 23 年 4 月 22 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 12 月 14 日 和解解決

<事案の概要>

通院の状態が、約款に定める通院共済金の支払要件に該当するとして、通院共済金および遅延損害金の支払いを求め申立てがあった。

<申立人の主張>

- (1) 本件の内容からすれば、ご契約のしおりからも明白である。
- (2) 被申立人の主張は、①接骨院と面談できない、②学校調査を拒否している等というものであり、支払い条件において何ら条件となっていない。
- (3) 診断書には、医学的他覚所見（腫脹・熱感・可動域制限など）が著名に診断されている。また、「日常生活動作の制限・支障」として「平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 12 月 10 日頃」と診断され、「平常の生活または就業・学業・家事労働等に支障があったと思われる期間」として「平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 12 月 10 日まで」と診断されている。
- (4) 日常生活にいかにか支障があったかは、詳細な診断書、面談時の本人証言等で立証されている。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 約款において、通院共済金の支払要件をつぎのとおり定めている。
 - ① 不慮の事故を直接の原因として傷害を被ったこと
 - ② その傷害により平常の生活または業務に支障が生じたこと
 - ③ その事故日から 180 日以内かつ共済期間中に通院を開始したこと
 - ④ また、「平常の生活または業務に支障がない程度に治癒したとき以後の通院については、通院日数とは認めず」、支払い対象から除外している。
- (2) 診断書によれば、接骨院の初診時、右上肢、右肩部および背部に腫れがあったが、運動時と圧迫時にのみ痛みを感じる状態であったとのことである。受傷状況と傷害の程度から、被共済者の負った傷害は、重症とは考え難く、通常長くとも 2～3 週間程度で痛みは消失し、平常の生活における支障はなくなり、または平常の業務に従事できるものと考えられる。
- (3) 就学中の場合、業務上の支障は就学上の支障であり、就学状況で日常生活の支障度合いを評価することができ、被共済者への面談を行ったが明確な回答は得られなかった。また、接骨院への書面での調査においても、生活支障が継続せざるを得なくなった合理的な事情について把握することがまったくできなかった。
- (4) 調査経過から、既存の資料により合理的に認定できる生活支障期間を判断す

るほかないとの判断に達した。疼痛や腫脹により可動域制限が重篤で安静にするべき期間は、診断書に平成 21 年 10 月 1 日までと記載されており、右上肢・肩部は物を持ったりするときなどの運動（屈曲・伸展・外転）に支障があり、安静が必要であると一応認めることが可能であるので、この重篤な安静期間中の通院治療までを「傷害により平常の生活または業務に支障が生じた」期間と認め、支払い対象とし、その後の通院については保障対象外とした。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。